

患者様各位

医療法人 嘉誠会
新井クリニック

地域において包括的な診療を担う医療機関です

当院は、「かかりつけ医」機能を有する診療所です。

患者さんが安心して過ごして頂けるように、医療と介護の連携に取り組んでおります。

また、医療DX推進体制を整えるとともに診断及び治療等の質の向上を図る観点から、オンライン資格確認を行う体制を整備した上で、質の高い診療を実施するため受診歴や薬剤情報、特定健診情報等の十分な情報を取得・活用して診療を行っております。

- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 介護支援専門員や相談支援専門員からの相談にも適切に対応します。
- 訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。
- 必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。
- かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供システムにて検索できます。
- 患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、長期処方(28日以上)やリフィル処方を行う場合がございます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、医師または看護師にお尋ねください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院では、以下の施設基準を満たしているとして近畿厚生局長に届出しております。

	項 目	算定開始年月日	受 理 番 号
基本診療料	医療DX推進体制整備加算	令和 6年 6月 1日	(医療DX) 第 2767号
特掲診療料	在宅療養支援診療所(2) <small>別添1の「第9」の1の(2)に規定するもの</small>	令和 5年 5月 1日	(支援診2) 第 1028号
	在宅時医学総合管理料 特定施設入居時等医学総合管理料	令和 5年 5月 1日	(在医総管) 第 104045号
	在宅がん医療総合診療料	令和 5年 5月 1日	(在 総) 第 103004号
	外来後発医薬品使用体制加算	令和 4年 7月 1日	(外後発使) 第 2206号